

宅地内の雨水処理について

【浸透型雨水ますの構造】

- ・ますの底部には15cm以上の泥だめを設けます。
- ・蓋は、原則として密閉蓋を使用します。ただし、状況に応じて格子蓋等を使用することができます。なお、荷重のかかる所は鉄製の蓋とします。
- ・底抜きをし、底部に30cm以上砂利を敷いたものとします。その他、浸透量に応じて有孔管、有孔ます、ポラコンますを使用することができます。

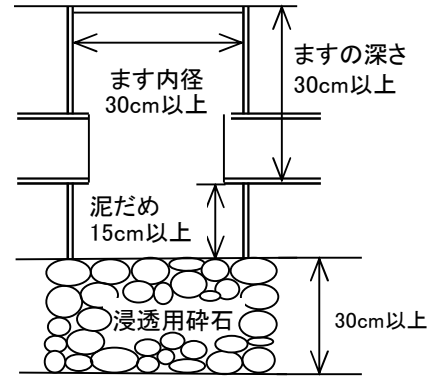


図1

【雨水ますの大きさ】

雨水ますの大きさの基準は、下記の表のとおりとします。

町田市下水道条例抜粋(排水管の内径及び勾配)

排水面積 (㎡)	配水管の内径 (mm)	内径又は内のり幅 (mm)	勾配 (%)	深さ (mm)
200未満	100	300以上	2.0以上	1,500未満
200以上 400未満	125	360以上	1.7以上	
400以上 600未満	150	400以上	1.5以上	
600以上 1500未満	200	400以上	1.2以上	

(注)この基準以外については別途協議の上、決定します。

【排水施設がある土地の雨水処理】

浸透型雨水ますを設置し、公共雨水ます・雨水流出抑制施設又は側溝等に排除します。その際、側溝への接続は原則1宅地1箇所とします。

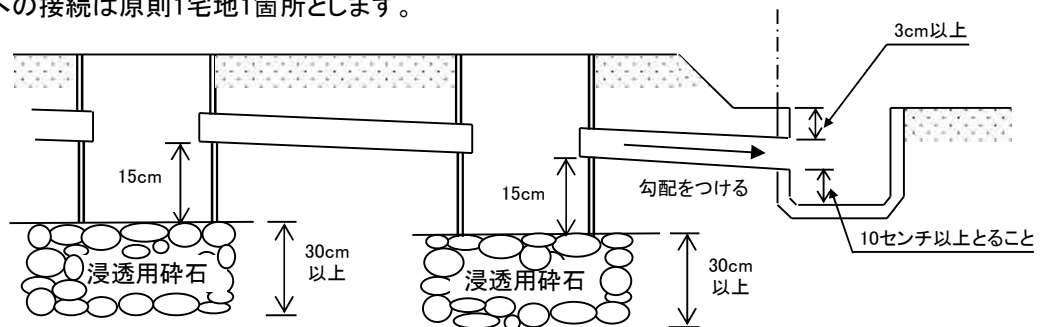
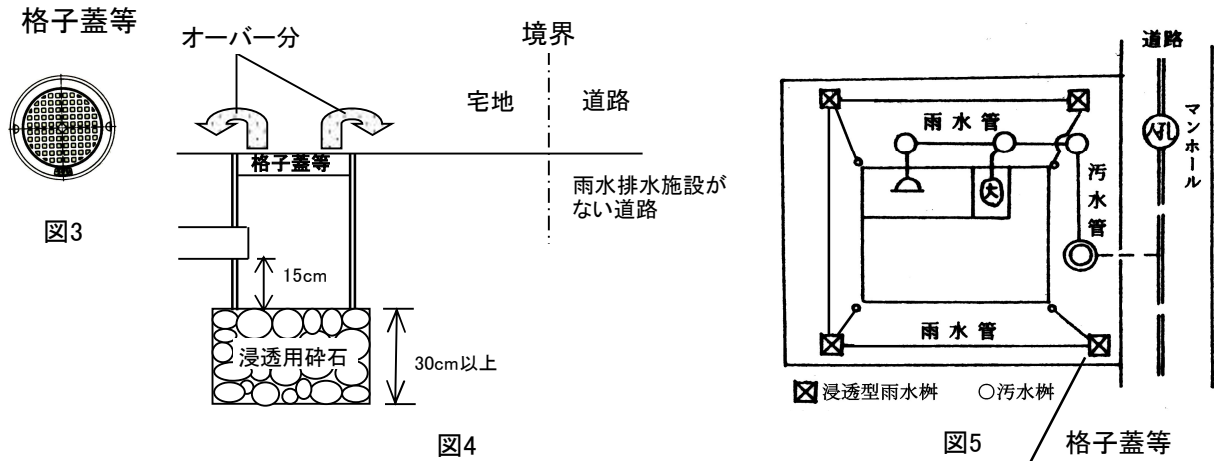


図2

【排水施設がない土地の雨水処理】

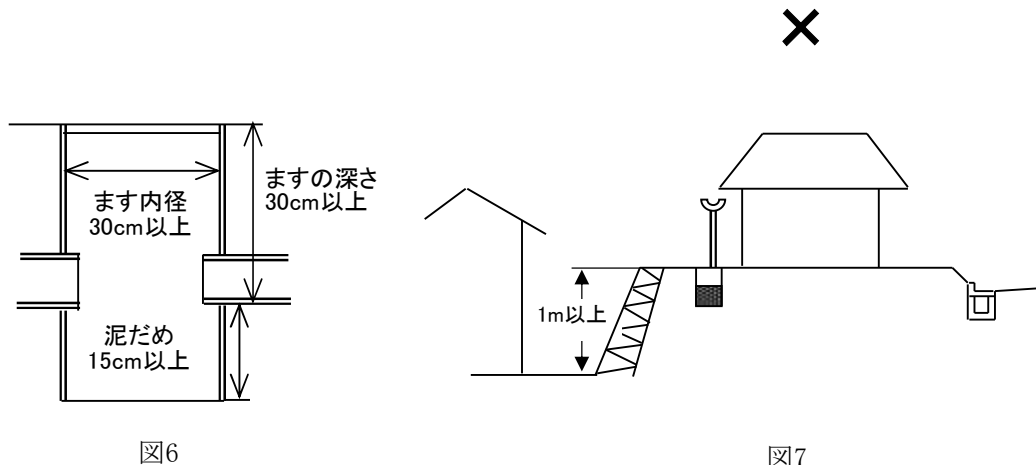
雨どいの末端は、庭に放流しないで浸透型雨水ますに接続します。
また、格子蓋等のオーバーフローできる蓋を設置した最終雨水ますを、なるべく道路の近くに寄せます。



【浸透型雨水ますを設置してはいけない土地】

次の土地は、宅地の安全、土地の清潔を保つため、浸透型雨水ますを設置してはいけません。雨水ますは底打型を設置します(図6)。

- ・隣地への溢水のおそれのある土地(図7)
- ・地下水位の高い土地



- ※ 町田市中高層建築物に関する指導要綱や町田市宅地開発指導要綱による協議の対象となる物件の雨水浸透施設等(例:浸透トレンチ)の指導を除く
- ※ 町田市排水設備指針 第4章「屋外排水設備」より